

平成 20 年 月 日

淀川水系流域委員会  
委員各位

## 議事録案を確認するにあたっての注意事項 (案)

淀川水系流域委員会  
委員長 宮本 博司

日頃より淀川水系流域委員会では大変お世話になっております。

当委員会では発足の当初より、委員会等における発言を庶務が速記、録音により記録し、後日庶務から各委員に議事録案を送付し、各委員に記録に誤りがないかどうかをご確認していただいております。

このほど庶務より、委員が議事録案の修正に当たり、単に誤字脱字や「てにをは」の修正だけではなく、文章の追記等により発言の趣旨を変えてしまうような修正を行う委員がおられ、庶務がその取扱いに困惑するような状況がしばしば起こっているとの報告を受けました。

本来、議事録は発言をそのまま正確に記録するためのものであることは申すまでもありません。このような議事録の主旨を逸脱するような修正をしないようご注意ください。

なお、本件に関しましては、過去の委員会の議事録から 5 回分程度をサンプリングし、庶務が検証した結果を運営委員会に報告していただき、対応策を検討することと致します。